

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 5 月 17 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600834号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700096号

第1 結論

請求期間について、請求者のA労働組合(現在は、B労働組合)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年5月20日から昭和39年3月4日まで

A労働組合に勤務した期間のうち、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、私は、当該期間も同組合に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和37年12月から平成13年10月まで、B労働組合の事務員として継続して勤務していたと主張しているところ、C社から提出された請求者に係る人事記録及びB労働組合から提出されたA労働組合に係る定期大会議案書により、請求者は、請求期間について、同組合の事務員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求期間当時の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項第1号及び第2号によると、労働組合の事務所については常時5人以上の従業員を使用する法人は厚生年金保険の強制適用事業所であったが、法人格を有さない労働組合の事務所については、同法同条第2項により、都道府県知事の認可を受けて任意包括適用事業所となることができる。D法務局E出張所は、A労働組合に係る法人登記簿は見当たらないと回答している上、B労働組合から提出された「健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況書」により、その「事業所が法人格を有するものであるときは、その成立年月日」欄は空欄となっていることが確認できることから、請求期間当時、同組合は法人格を有さず、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったと認められる。

また、上記の「健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況書」により、A労働組合が厚生年金保険の任意包括適用事業所となったのは昭和39年3月4日であることが確認できることから、請求期間は、同組合が厚生年金保険の任意包括適用事業所となる前の期間であり、請求者は、請求期間に同組合において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。